



令和2年8月18日

福岡地方最低賃金審議会
会長 有田謙司 殿

福岡地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 富山 敦

福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月27日、福岡地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料を検討するとともに、関係労使の意見聴取等によって、慎重に審議を行った結果、下記の特定最低賃金について、改正決定することを必要と認める結論に達したので報告する。

おって、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第2号）
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第6号）
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第4号）
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第5号）
- 5 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第3号）

福岡最賃審第472号
令和2年8月18日

福岡労働局長
伊藤正史 殿

福岡地方最低賃金審議会
会長 有田謙司

福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年7月27日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記産業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー
- 5 福岡県自動車（新車）小売業

下記最低賃金について、改正決定することを必要と認める。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 2 号)
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 6 号)
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 4 号)
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 5 号)
- 5 福岡県自動車(新車)小売業最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 3 号)



福岡労発基 0818 第 1 号
令和 2 年 8 月 1 8 日

福岡地方最低賃金審議会
会 長 有田謙司 殿

福岡労働局長
伊藤 正史



福岡県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 3 号）